

沖縄県立宜野座高等学校いじめ防止基本方針

令和3年度版

沖縄県立宜野座高等学校いじめ防止基本方針

沖縄県立宜野座高等学校

1 本校の方針

本校は「学習は専心を尚(たつと)ぶ」「運動は快心を尚ぶ」「交友は純心を尚ぶ」を校訓に掲げ、個人の尊厳、真理の探究、平和を希求する心を基調にし、心身ともに健康で個性豊かな、創造性・国際性に富む人間の育成を教育目標としている。全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、昭和21年2月に創設され、これまでの卒業生は約12,000名を数える。北部の伝統校として、高い目標を掲げ、「自主的・意欲的に学び、粘り強く努力する生徒の育成」「地域を愛し、発展させ、国際化・情報化社会へ対応できる生徒の育成」「地域に根ざし、地域に信頼され、開かれた学校づくり」の推進を積極的に進める教育活動を行っている。本校教育目標を実現するためにも、平素より教師集団が個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の変化を敏感にキャッチし、「いじめは、どこの学校にも学級にも起こり得る」という認識を教師集団が、平素より持たねばならない。また、教職員が生徒とともに、好ましい人間関係を築き、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われもの含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

4 いじめ防止等の指導体制

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制・生徒指導体制などの校内組織、及び連携する関係機関を別に定める。また、いじめは潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期発見のためのチェックリスト(アンケート)を別に定める。

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

○いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、敏速にいじめに向けた組織的対応を別に定める。

○特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに組織的対応を行う。

5 組織的対応（重大事態への対応）

（１）重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況によって判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。そして、生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、報告・調査等に当たる。

（２）重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールカウンセラー等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

（３）その他の事項

信頼されている高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と共に取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開すると共に、学校評議員会やPTA総会をはじめ学年懇談会・三者面談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性のある取り組みを実施するため、本基本方針が、効果的に機能しているかについて、必要に応じて見直す。その際生徒の視点、観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の自主的かつ積極的な参加を促すよう留意する。さらに、地域を巻き込んだ取り組みになるように、保護者や学校評議員等地域からの意見を積極的に収集するように努める。

別紙資料

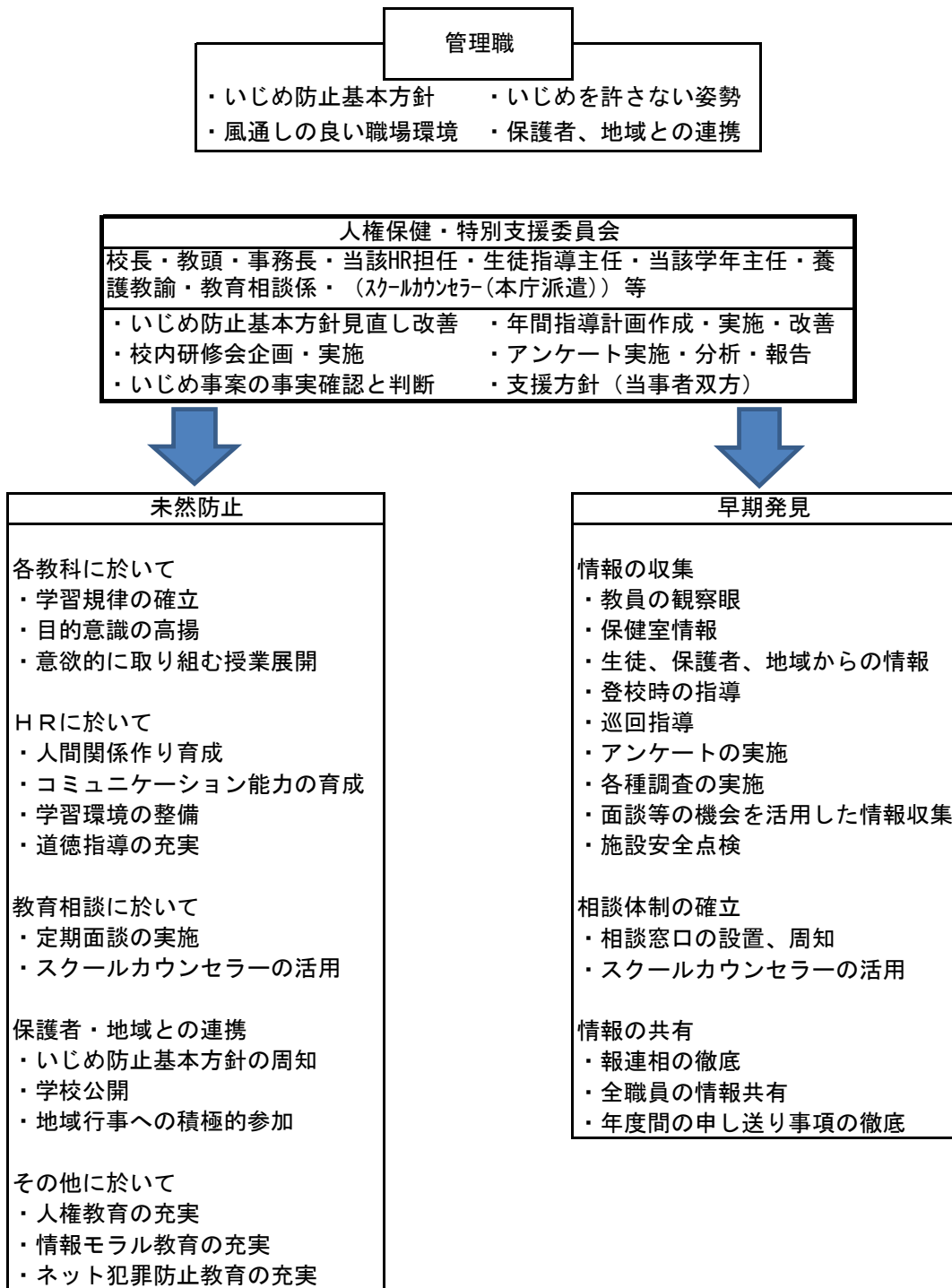
別紙 1 日常の指導体制

別紙 2 いじめに関するチェックリスト（アンケート）

別紙 3 年間指導計画

別紙 4 緊急時の組織的対応

別紙1 日常の指導体制



別紙2 いじめに関するチェックリスト（アンケート）

学年	
----	--

男	女
---	---

1～2について該当する項目に○をつけ、3、4、5については具体的に記入して下さい。

1 学校に来るのは楽しいですか。

- ① 楽しい ② まあまあ楽しい ③ あまり楽しくない ④ 楽しくない

2 今学年になってから、人間関係で嫌がらせを受けたと思うことはありましたか。

- ① ある→2～(1)へ(質問は(1)～(4)まであります)
② ない→3へ

2-(1) それは、どのような内容でしたか。(複数回答可)

- ① 言いがかりやおどしを受けた ② からかいやひやかしを受けた
③ ものを隠された ④ 仲間はずれにされた
⑤ 無視された ⑥ 暴力を受けた
⑦ 金品を奪われた、要求された ⑧ 使いばしりにされた
⑨ 嫌なメールを送られた、まわされた ⑩ ネット掲示版等へ書き込まれた
⑪ 体罰 ⑫ その他()

2-(2) 嫌がらせは今もありますか。

- ① 続いている ② 続いていない

2-(3) 誰から嫌がらせを受けましたか。

- ① 同級生 ② 上級生 ③ 下級生 ④ 部活の生徒
⑤ 先生 ⑥ 他校生 ⑦ 地域の人 ⑧ その他()

2-(4) 嫌がらせのことで誰かに相談しましたか。

- ① 相談した→2-(4)-Iへ
② 相談していない→2-(4)-IIへ

2-(4)-I 誰に相談しましたか。(複数回答可)

- ① 担任 ② 養護教諭 ③ 部活の顧問
④ 校長や教頭 ⑤ ①～⑤以外の学校職員 ⑥ スクールカウンセラー
⑦ 友達 ⑧ 先輩 ⑨ 家族(親)
⑩ 家族(兄弟姉妹) ⑪ 家族(その他) ⑫ 近所の人
⑬ その他()

2-(4)-II 相談しなかった理由を答えて下さい。

- ① 先生に相談しても解決しない。または悪化する
② 先生に相談しても気持ちをわかってくれない
③ 親に相談すると心配をかける
④ 相談する相手に弱みを見せたくない
⑤ 仕返しが怖い
⑥ その他()

3 校内で、嫌がらせではないかと思われる状況を見たことがありますか。あればその様子を書いてください。(無記名ですので誰が書いたかは知りません)

--

4 友人に対する嫌がらせ、からかいについて、思うことがあれば記入してください。

--

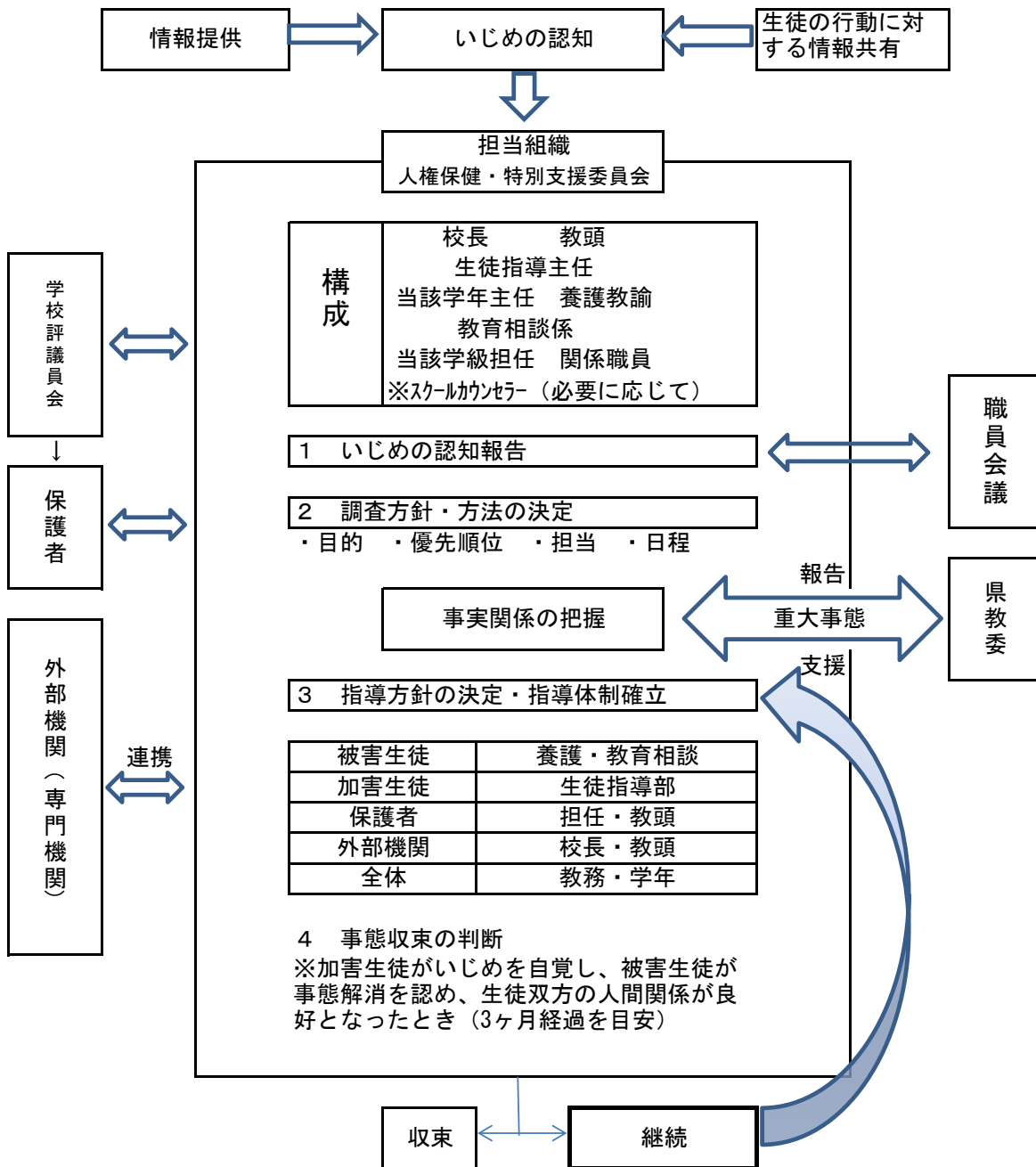
5 いじめについて、あなたの思うことを書いてください。

--

別紙3 年間指導計画（令和3年度4月1日現在）

	全体関係会議等	未然防止	早期発見
4月	指導方針・指導計画作成	新入生出身中学校との連携 情報提供 学警連安全学習支援授業 遠足における学級づくり 人権の日①	新クラス生徒の状況把握 個別面談等
5月	第1回PTA評議員会 PTA総会 高等学校総合体育大会	保護者向け方針周知・啓発文 新歓球技大会における学級づくり 人権の日②	三者面談
6月		人権の日③ 平和教育フィールドワーク いじめ防止統一LHR （いじめ未然防止ワーク） 平和人権教育特設授業 HR情報交換会	三者面談
7月	成績判定会議（情報共有） 第1回学校評議員会 人権保健・特別支援委員会	人権の日④	いじめアンケート① セラプラス
8月		人権の日⑤ 職員研修	
9月	第2回PTA評議員会	人権の日⑥ マジフェスタに向けての学級づくり	
10月		人権の日⑦	
11月		人権の日⑧ 講演会（派遣講師）	いじめアンケート②
		HR情報交換会	
12月	第2回学校評議員会 成績判定会議（情報共有） 人権保健・特別支援委員会	芸術鑑賞による啓蒙 人権週間・人権の日⑨	
1月	第3回PTA評議員会	人権の日⑩	
22	第3回学校評議員会	人権の日⑪ ワックス大会における学級づくり	
3月	成績判定会議（情報共有） 人権保健・特別支援委員会	人権の日⑫ 未然防止計画PDCA	早期発見計画PDCA

別紙4 組織対応



※外部機関

名称	連絡先	名称	連絡先
石川警察署	098-964-4110	宜野座村教育委員会	098-968-8647
金武町教育委員会	098-968-2991	名護市教育委員会	0980-53-1212
○各地区民生委員 ○各事務所 ○SC 等			